

2026年度第1回 子ども・子育て会議 次第

日時 2026年5月21日(木)

午後2時00分～

会場 新館4階 第1委員会室

1. あいさつ
2. 子ども・子育て会議について
3. 会長・副会長の選任等
4. 会議の公開について
5. 議題

資料1

協議事項

(1)こども計画策定方針(案)について

資料2

(2)アンケート調査について

資料3

報告事項

(1)保育提供体制の確保のための「実施計画」について

資料4-1、4-2

6. その他



豊明市こどもまんなかPRキャラクター
豊明高校イラストレーション部作成

子ども・子育て会議 委員名簿

	委員名	所属	任命理由
1	鈴木 裕子	名古屋柳城短期大学 学長	学識経験者
2	漢人 直之	東名古屋豊明市医師会代表	保健又は福祉関係者
3	上野 郁子	豊明市民生児童委員協議会 児童福祉部会代表	福祉団体の代表者
4	小野寺 良夫	豊明市社会福祉協議会事務局次長	福祉団体の代表者
5	渡邊 英樹	豊明市教育委員会学校支援室長補佐	教育関係者
6	稲吉 隆文	愛知県中央児童・障害者相談センター	保健又は福祉関係者
7	峯村 奈穂	愛知県瀬戸保健所 健康推進課	保健又は福祉関係者
8	安藤 晴代	暁幼稚園 教頭	保育関係者
9	石原 正枝	豊明なかよし保育園 園長	保育関係者
10	岡 裕香	ママコアラ代表	保育関係者
11	笠原 尚志	豊明市商工会	商工関係者
12	山下 直樹	名古屋短期大学保育科教授	学識経験者
13	伏屋 一幸	国際交流協会	その他市長が必要と認める者
14	梅原 尚子	重層支援センター	その他市長が必要と認める者
15	朝比奈 海	市民公募	その他市長が必要と認める者
16	岩月 了菜	市民公募	その他市長が必要と認める者

委員任期：令和8年4月1日～令和10年3月31日（2年間）

豊明市子ども・子育て会議設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び第3項の規定に基づき、豊明市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第72条第1項に掲げる事務を処理するため、子ども・子育て会議を置く。

(所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に関すること
- (2) こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定する市町村こども計画に関すること
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項に規定する事項の調査審議に関すること

(組織)

第4条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉団体の代表者
- (3) 教育関係者
- (4) 保健又は福祉関係者
- (5) 保育関係者
- (6) 商工関係者
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 子ども・子育て会議は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(豊明市附属機関設置条例の一部改正)

第2条 豊明市附属機関設置条例（平成26年豊明市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部子ども・子育て会議の項を削る。

豊明市子ども計画 策定方針（案）

1 策定の趣旨

国では、2023年4月1日に子ども家庭庁設置し、「子ども基本法」が施行されました。これに基づき、従来の「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」、「少子化社会対策大綱」が「子ども大綱」に一元化されました。また、市町村は同大綱を勘案し、自治体における子ども施策の基本となる計画（市町村子ども計画）の策定に努めるものとされています。

豊明市（以下、「本市」と言う。）ではこれまで、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、市の子ども・子育て家庭へのさまざまな施策を推進してきました。

今後は、本市のすべての子どもや若者が幸せに暮らせるように、常に子どもや若者の今とこれからにとって最もよいことは何かを考え、社会全体で支える「子どもまんなか社会」の実現をめざし、「豊明市子ども計画」（以下、「本計画」と言う。）を策定します。

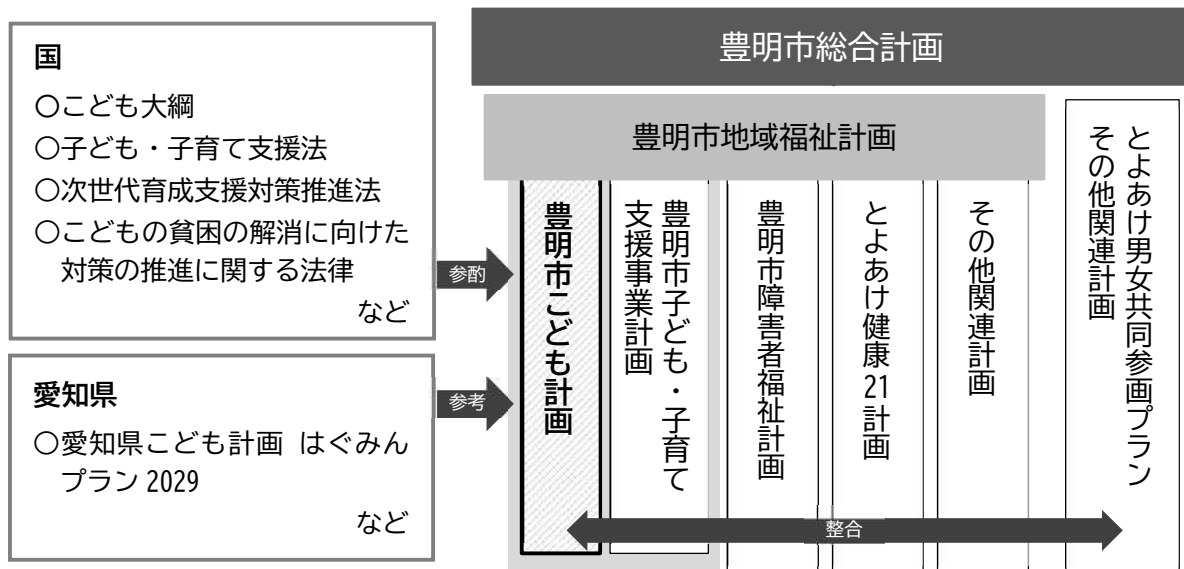
2 計画の位置づけ

子ども・子育て支援事業計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に策定しています。子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援などを総合的に推進していくことをめざしています。（次世代育成支援対策推進法・子どもの貧困対策推進に関する法律も内包）

子ども・若者・子育て当事者を施策のまんなかに据える「子どもまんなか」の考えを踏まえ、本市においても若者を含めた子ども施策について着実に取り組むため、本計画と一体的に推進していきます。

また、本市の最上位計画である「豊明市総合計画」やその他関連計画との整合性を図りながら策定します。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の計画期間は、2027年度から2034年度の8年間とします。

■子ども・子育て支援事業計画及びこども計画の計画期間

	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
子ども・子育て支援事業計画	第3期					第4期				
こども計画	第1期									

4 こども計画で新たに取り組む事項

子ども・若者に対する支援が、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要であり、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する必要があります。

これまで推進してきた子ども・子育て支援施策に引き続き取り組むとともに、新たに、以下の事項に対し対応を強化する必要があります。

① 子ども・若者を権利の主体として認識し、多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図ること。

一人ひとりのこどもが個人として尊重される地域社会づくりに向けて、こどもの権利条例の制定を進めるとともに、理解促進に努めます。

② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていくこと。

こども計画策定にあたり、特に未来を担うこども・若者の意見を積極的に取り入れるため、意見を表明しやすい環境づくりを行うとともに、普段声が届きにくい状況のこども及びその保護者などへの意見聴取を行います。また、策定後も継続的にこども・若者の意見を取り入れるなどして、各事業の改善につなげるための取り組みを検討します。

③ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、若い世代の視点に立った就労支援及び子育てに関する希望の形成と実現に向けて取り組むこと。

こども・若者の悩み事や心配事、居場所の有無、困ったときに助けてくれると思う人がいるかなど実態を把握するとともに、青年期における就労支援などの雇用と経済的基盤安定のための取り組みや、結婚を希望する方や結婚に伴う新生活への支援、悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。

5 計画の策定体制及び市民意見の反映

(1) 計画の策定体制

本計画を策定するにあたり、必要な事項の調整・検討などを行うため、子ども・子育て会議などを設置します。

① 子ども・子育て会議

学識経験者や各種団体の代表者、市民委員で構成します。

子ども・子育て支援事業計画の進捗確認及びこども計画の策定、その他こども・若者及び子育て施策に関して審議を行います。

② 経営戦略会議

市幹部（三役・部長）で構成します。

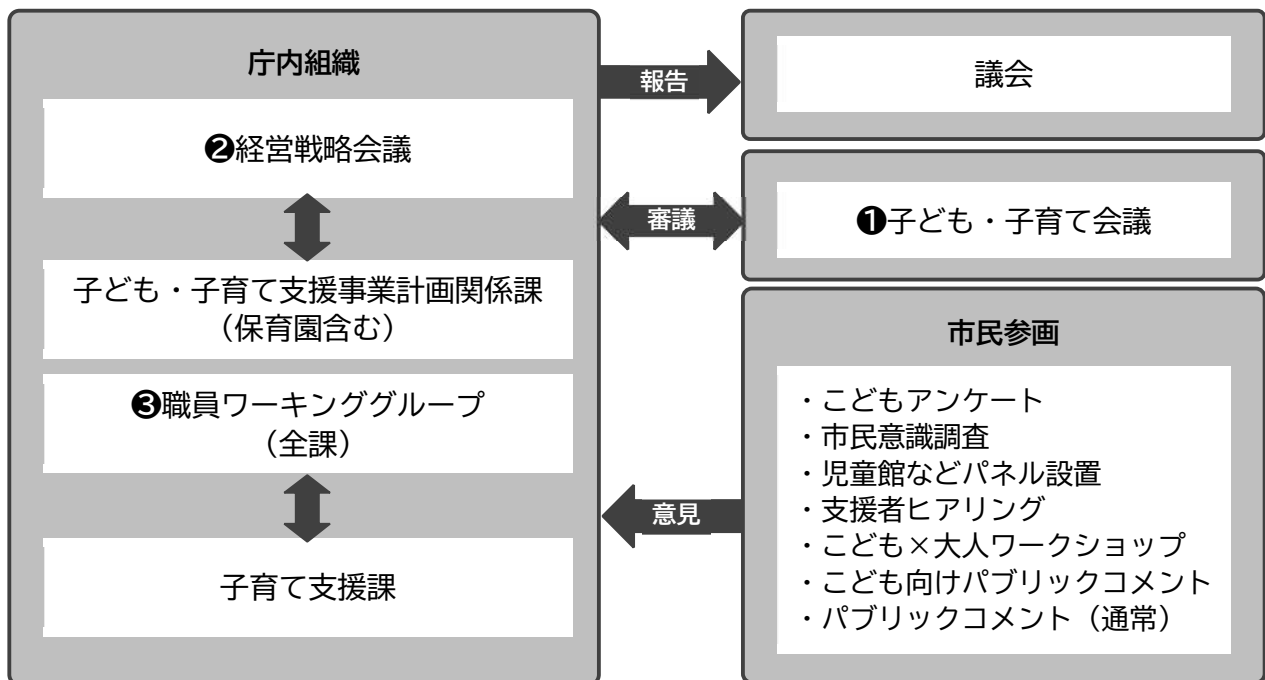
主要施策の方向性、重点化に関する部局横断の調整を行い、市としての意思決定を担います。

③ 職員ワーキンググループ

原則各課から1名ずつの市若手職員（おおむね35歳以下）で構成します。

若者の視点を取り入れ庁内横断的にこども施策について検討を行います。

■策定体制



(2) 市民意見の反映

「こども基本法」では、国・地方公共団体において、こども施策を策定・実施・評価するにあたり、施策の対象となるこどもや子育て当事者などの意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることと定められています。

このようなことを踏まえ、本計画の策定にあたっては以下のようなこども・若者などからの意見聴取機会を設けることとします。

■意見聴取の手法と内容

区分		内容
1	こどもアンケート調査	対 象：市内の小学4年生～中学3年生 配 布 数：小学生1,717件、中学生1,698件 期 間：2026年6月（予定） 実施方法：学校を通じたWEBアンケート
2	こども・若者アンケート調査	対 象：15歳～39歳の市民 配 布 数：2,000件 期 間：2026年6月下旬～7月上旬（予定） 実施方法：郵送配布・回収及びWEB回答
3	意見聴取パネル設置	対 象：設置場所利用者 設置場所：図書館、児童館、豊明市共生交流プラザ「カラット」など 期 間：2026年5月～6月（予定） 実施方法：パネルとシールを設置し、期間中自由に参加いただく。
4	こども×大人ワークショップ	対 象：市内の小中学生・大学生（通学者）、保護者及びこどもと関わる仕事をしている人 定 員：こども、大人各20名程度（計40名程度） 期 間：2026年7月25日（土）午前 実施方法：ふせんや模造紙などを用いた対面型のワークショップ
5	支援者アンケート及びグループインタビュー	対 象：市内でこどもと関わる仕事をしている人・団体・機関 配 布 数：30～40団体 期 間：2026年6月（予定） 実施方法：シート調査後に、希望者はグループインタビューを実施。
6	パブリックコメント	対 象：市民、本市に関わる方 期 間：2027年1月（予定） 実施方法：市ホームページ計画案を広く公表し、意見を募る。こども・若者からも意見が出やすいよう、配布場所や意見の収集方法を検討。

6 策定スケジュール

	① こども アンケート調査	② こども・若者 アンケート調査	③ 意見聴取パネル設置	④ ワークショップ	⑤ 支援者アンケート グループインタビュー	⑥ 骨子案作成	⑦ 素案作成	⑧ 計画案作成	⑨ 概要版作成	⑩ 会議等	
2026年	4月	調査票 作成	調査票 作成			シート作成					
				ボード 作成	プログラ ム検討						
	5月			実施							
					参加者募集					子ども・子育て会議①	
	6月	実施	印刷等	まとめ		実施					
			実施								
	7月	集計					作成				
			集計		実施			施策整理			
	8月	報告書 作成			まとめ	インタビュー まとめ					
										職員WG①	
	9月	フィードバック資料作成									経営戦略会議①
								作成			
10月										子ども・子育て会議②	
										職員WG②	
11月									こども版 作成	職員WG③	
12月								調整		子ども・子育て会議③	
										経営戦略会議②	
2027年	1月								通常版 作成	パブリックコメント	
	2月									子ども・子育て会議④	
3月								最終校正	最終校正		

【参考】こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

市町村こども計画に記載すべき要素

都道府県こども計画及び市町村こども計画は、法第10条第1項及び第2項において、国が策定するこども大綱を勘案して定めることとされており、国のこども大綱は、法第9条第3項において、以下の事項を含むものとしている。

- ・少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- ・子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項

【参考】 こども大綱の概要

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

（1）ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等（こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等）
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等）
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）
- こどもの貧困対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援）
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等）
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援（児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援）
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組（こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等）

(2) ライフステージ別の重要事項

○こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。

- ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

○学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。

- ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
- ・居場所づくり
- ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ・いじめ防止
- ・不登校のこどもへの支援
- ・校則の見直し
- ・体罰や不適切な指導の防止
- ・高校中退の予防、高校中退後の支援

○青年期

大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。

- ・高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定
- ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

(3) 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

○子育てや教育に関する経済的負担の軽減

○地域子育て支援、家庭教育支援

○共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

○ひとり親家庭への支援

こども施策を推進するために必要な事項

(1) こども・若者の社会参画・意見反映

(2) こども施策の共通の基盤となる取組

(3) 施策の推進体制等

・調査対象
小学4年～6年生 1,717件
中学1年～3年生 1,698件
・調査機関
2026年6月3日(水)～6月24日(水) 3週間
・実施方法
WEB回答(あいち電子申請・届出システム)

こども計画策定のためのこどもアンケート

入力状況

20%

回答入力フォーム

あなたのことについて

学校名をおしえてください。 必須

選択してください

学年をおしえてください。 必須

選択してください

自分のことが好きですか 必須

 1. 好き 2. どちらかといえば好き 3. どちらかといえば好きではない 4. 好きではない

自分には、よいところがあると思いますか 必須

 1. 思う 2. どちらかといえば思う 3. どちらかといえば思わない 4. 思わない

家族のことは好きですか 必須

 1. 好き 2. どちらかといえば好き 3. どちらかといえば好きではない 4. 好きではない

家、学校、地域（ちいき）など安心して過ごせる居場所がありますか

必須

1. ある

2. どちらかといえばある

3. どちらかといえばない

4. ない

今のあなたにとって、安心できる居場所はどこですか 必須

あてはまる場所をすべて選（えら）んでください。

1. 自分の部屋

2. 家族の部屋

3. 学校

4. 図書館や公園などの施設

5. インターネット空間（オンラインゲームなど）

6. そのような場所はない

7. その他

その他の場合、どこですか。 必須

自分はひとりぼっちだと感じることはありますか 必須

1. ある

2. どちらかといえばある

3. どちらかといえばない

4. ない

困っているときに話せる人はいますか 必須

1. いる

2. どちらかといえばいる

3. どちらかといえばいない

4. いない

あなたにとって、困っているときに助けてくれる人はだれですか 必須

あてはまる人をすべて選（えら）んでください。

1. 親

2. きょうだい

3. おじいちゃんおばあちゃん

4. いとこ

5. 友だち

6. 学校の先生

7. 塾（じゅく）や習いごとの先生

8. インターネットやオンラインゲームの友だち

9. その他

その他の場合、だれですか 必須

どのような居場所（いばしょ）があると安心できますか 必須

あてはまる場所をすべて選（えら）んでください。

1. ひとりでゆっくりできるところ

2. 家や学校から近いところ

3. 勉強や宿題ができるところ

4. 話を聞いてくれるところ

5. いろんな人と会えるところ

6. 好きなこと、やりたいことができるところ

7. 新しいことができるところ

8. 特にない

9. その他

その他の場合、どんなところがいいですか 必須

自分の将来（しょうらい）が楽しみだと思えますか 必須

1. 思う

2. どちらかといえば思う

3. どちらかといえば思わない

4. 思わない

自分の意見（いけん）や気持ちを親や友だちにいえませんか 必須

1. いえる

2. どちらかといえばいえる

3. どちらかといえばいえない

4. いえない

どのような方法（ほうほう）ならば、意見や気持ちをいいやすいですか

必須

いいやすい方法（ほうほう）をすべて選（えら）んでください。

1. 直接（ちよくせつ）いう

2. アプリでいう

3. 電話でいう

4. 手紙でいう

5. メールでいう

6. 名前をかくしていう

7. その他

その他の場合、どんな方法（ほうほう）ですか 必須

あなたは今、どれくらいしあわせですか 必須

「10」は「十分（じゅうぶん）にしあわせ」な状態（じょうたい）

「0」は「しあわせではない」状態（じょうたい）だとすると、

あてはまる番号を選（えら）んでください

10（じゅうぶんにしあわせ）

次へ進む

回答を一時保存する

こども計画策定のためのこどもアンケート

入力の状況

40%

回答入力フォーム

豊明市のことについて

豊明市のこと好きですか 必須

- 1. 好き
- 2. どちらかといえば好き
- 3. どちらかといえば好きではない
- 4. 好きではない

豊明市のことを自慢（じまん）できますか 必須

- 1. できる
- 2. どちらかといえばできる
- 3. どちらかといえばできない
- 4. できない

豊明市のよいところを友だちにオススメできますか 必須

- 1. できる
- 2. どちらかといえばできる
- 3. どちらかといえばできない
- 4. できない

豊明市は住（す）みやすいまちだと思いますか 必須

1. 思う

2. どちらかといえば思う

3. どちらかといえば思わない

4. 思わない

大人（おとな）になっても豊明市に住（す）みたいと思いますか 必須

1. 思う

2. どちらかといえば思う

3. どちらかといえば思わない

4. 思わない

大人（おとな）になったら、どんなまちに住（す）みたいですか 必須

住（す）みたいと思うまちをすべて選（えら）んでください。

1. 公園（こうえん）やあそぶところがあるまち

2. 自然（しぜん）があるまち

3. お店やスーパーがあつてべりなまち

4. 電車（でんしゃ）やバスがあつて移動（いどう）しやすいまち

5. 病院（びょういん）が近くにあつてあんしなまち

6. おまつりやイベントがあるにぎやかなまち

7. 静か（しずか）でゆっくりらせるまち

8. 犯罪（はんざい）のないあんぜんなまち

9. みんながやさしくて、助けあえるまち

10. しごと（はたらくところ）があるまち

11. その他

その他の場合、どんなまちに住みたいですか 必須

こども計画策定のためのこどもアンケート

入力の状況

60%

回答入力フォーム

こどもの権利（けんり）について

子ども基本法（きほんほう）について聞いたことがありますか 必須

1. どんな内容（ないよう）かよく知っている

2. どんな内容（ないよう）かすこし知っている

3. 名前だけ聞いたことがある

4. 聞いたことがない

こどもの権利（けんり）について聞いたことがありますか 必須

1. どんな内容（ないよう）かよく知っている

2. どんな内容（ないよう）かすこし知っている

3. 名前だけ聞いたことがある

4. 聞いたことがない

豊明市で、こどもの権利が大事（だいじ）にされていると思いますか

必須

1. 思う

2. どちらかといえば思う

3. どちらかといえば思わない

4. 思わない

子どもの権利を守るために、どのようなしくみがあったらよいですか

必須

あてはまるものをすべて選（えら）んでください。

- 1. 学校などで「子どもの権利」について学ぶ時間をふやす
- 2. おとなに「子どもの権利」の大切さを知ってもらう
- 3. 困ったときに、相談（そうだん）できるところがある
- 4. 学校やまちで、いじめをなくすとりくみがある
- 5. 大人（おとな）が子どもの話をしっかり聞いてくれる
- 6. 自分の考えや気持ちを、自由にいえるところがある
- 7. あぶないことから守ってくれるしくみがある
- 8. 安心してあそべるところやすごせるところがある
- 9. 差別（さべつ）なくだれでも大切にされる
- 10. 体や心のことを、安心（あんしん）して相談（そうだん）できる
- 11. 「子ども議会（ぎかい）」のように、子どもの意見を市長や市役所の人に直接伝えるしくみをつくる
- 12. その他

子どもの権利のなかで、守られていないと思う権利はどれですか 必須

あてはまるものをすべて選（えら）んでください。

- 1. 夢がもてること
- 2. 好きなことが自由（じゆう）にできること
- 3. 安心できるところがあること
- 4. 怖（こわ）いことや痛（いた）いことをされないこと
- 5. 自分で決められること
- 6. 意見（いけん）を自由（じゆう）にいえること
- 7. その他

その他の場合、他にどんなことがありますか 必須

こども計画策定のためのこどもアンケート

入力の状況

80%

回答入力フォーム

市長や学校などに伝えたいことがあれば、自由に意見を書いてください

任意

0/400

次へ進む

回答を一時保存する

豊明市子ども計画をつくるための 若者アンケート調査

アンケート調査にご協力をお願いします

日頃から市政の推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

豊明市は、2023年4月に施行された「子ども基本法」に基づき、子ども・若者を地域全体で支えるための方針として「豊明市子ども計画」の策定を進めています。

計画を策定するにあたり、子ども・若者のみなさまに、普段の生活のなかで思うことや感じることなどのご意見をうかがい、すべての子ども・若者が健やかでしあわせに成長できる社会「子どもまんなか社会」の実現に向けた取り組みを検討することを目的に、このアンケート調査を実施いたします。

この調査は、豊明市にお住まいの15～39歳の方を対象に実施するものです。調査結果は、統計的に処理し、豊明市の子ども・若者を支援するための取り組みの検討のみに利用させていただきます。回答者個人が特定されたり、他の目的に利用したりすることは一切ございません。

つきましては、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

2026年6月

豊明市長 小浮 正典

ご回答にあたってのお願い

- このアンケート調査は、豊明市にお住まいの15～39歳の方より2,000人を無作為に抽出させていただきます（2026年5月1日現在）。封筒のあて名ご本人がご記入ください。
- 封筒のあて名の方が答えられない場合、ご本人に代わってご家族の方がお答えください。（その場合、「1 あなたについて」はあて名の方のことをご記入ください。）
- お選びいただく選択肢の数が設問によって異なりますので、ことわり書きにしたがってください。
- ご記入が済みましたら、同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずに7月●日（●）までにポストにご投函ください。なお、調査票や封筒にお名前を書く必要はありません。
- インターネットからご回答いただくことも可能です。インターネットからご回答いただいた方は、本調査票での回答は不要です。

こちらよりWEB回答フォームにアクセスし、ご回答ください。
URL：.....

二次元
コード

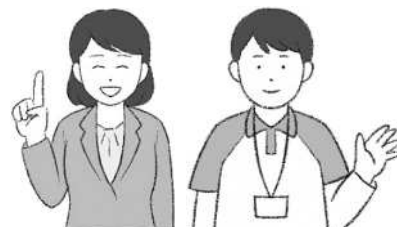
<お問い合わせ>

豊明市 健康福祉部 子育て支援課 児童係

住 所：〒470-1195 愛知県豊明市新田町子持松1番地1

電 話：0562-85-3950 F A X：0562-92-1141

みなさまの意見を市の取り組みに反映
していきます。ご協力お願いします！



2. 普段の生活・居場所について

問7 あなたはどの程度幸せですか。現在と今から5年後の予測をそれぞれ11段階で評価してください。(それぞれ1つを選択)

	まったく満足していない						十分に満足している				
①現在	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
②今から5年後	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

問8 今のあなたにとって居場所（ほっとできる場所、居心地のよい場所など）になっている場所はどこですか。（あてはまるものすべてを選択）

1. 自分の部屋
2. 家庭（実家や親族の家を含む）
3. 学校（卒業した学校を含む）
4. 職場（過去の職場を含む）
5. 地域の施設など（現在住んでいる場所の図書館、公民館、公園など）
6. インターネット空間（SNS、YouTube やオンラインゲームなど）
7. その他（ ）
8. そのような場所はない

問9 居場所としてどのような場所や環境があるとよいですか。（あてはまるものすべてを選択）

1. 信頼できる人、味方になってくれる人がいる
2. 話を聞いてくれる人がいる
3. いろいろな人と出会える、気の合う人がいる
4. 自分の意見を言える、聞いてもらえる
5. ありのまま、素のままでいられる
- 6.好きなこと、やりたいことができる
7. 新しいことを学ぶことができる
8. 行くきっかけがあり、自分の役割がある
9. 勉強や宿題ができる
10. 食事をすることができる
11. ひとりでくつろげる空間
12. 身近にある
13. いつでも行きたい時に行ける
14. その他（ ）
15. 特にない

問10 あなたは今までに、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験がありましたか。または、現在、社会生活や日常生活を円滑に送れていない状況がありますか。最もあてはまるものを選んでください。（1つを選択）

1. 今までに経験があった（または、現在ある）
2. どちらかといえば、あった（ある）
3. どちらかといえば、なかった（ない）
4. なかった（ない）
5. わからない、答えられない

問11 あなたは、地域の活動や行事にどの程度参加していますか。（1つを選択）

1. よく参加している
2. ときどき参加している
3. まったく参加していない

問17 あなたは、悩みや不安を感じたときに、家族や知り合い以外に相談するとすれば、どのような人や場所なら、相談したいと思いますか。(あてはまるものすべてを選択)

1. 匿名で（自分が誰かを知られずに）相談できる
2. アバターなど、自分の姿を出さずに相談できる
3. 相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある
4. 相手が同世代である
5. 相手が同性である
6. 電話で相談できる
7. SNSやメールで相談できる
8. オンライン（ビデオ通話）で相談できる
9. 曜日・時間帯を気にせず相談できる
10. 相談できる場所が自宅から近い
11. 相手が自宅に来てくれる
12. 無料で相談できる
13. 相手先が公的な相談機関である
14. 相手が民間の支援機関（NPO法人など）である
15. 相手が医師である
16. 相手がカウンセラーなど心理学の専門家である
17. 生成AI
18. その他（)
19. 誰にも相談したくない

問18 あなたは、自分の将来について明るい希望をもっていますか。(1つを選択)

1. 希望がある
2. どちらかといえば希望がある
3. どちらかといえば希望がない
4. 希望がない

問19 将来に対して、特にどのようなことに不安を感じますか。(あてはまるものすべてを選択)

1. 進路・進学のこと
2. 就職・仕事のこと
3. お金のこと
4. 親のこと
5. 自分の健康のこと
6. 結婚のこと
7. 生きがいのこと
8. 友達などの人間関係のこと
9. 世の中の出来事のこと
10. 孤立やひきこもりのこと
11. その他（)
12. よくわからない不安

問20 あなたは結婚していますか。(1つを選択)

1. 結婚できる年齢（18歳）に達していない
2. 結婚している（事実婚、単身赴任等を含む）
3. 結婚したことはない
4. 結婚したことはあるが、今はそうではない（別居中含む）

問20で「1. 結婚できる年齢（18歳）に達していない」「3. 結婚したことはない」「4. 結婚したことはあるが、今はそうではない（別居中含む）」と答えた人（未婚の人）にうかがいます。

問21 あなたは将来、結婚したいですか。（1つを選択）

- | | |
|---------------------|----------|
| 1. 結婚したい | 《問22へ》 |
| 2. どちらかといえば、結婚したい | 《問22へ》 |
| 3. どちらかといえば、結婚したくない | 《問21—1へ》 |
| 4. 結婚したくない | 《問21—1へ》 |
| 5. わからない | 《問22へ》 |

問21で「3. どちらかといえば結婚したくない」「4. 結婚したくない」と答えた人にうかがいます。

問21—1 あなたが結婚をしたくない理由は何ですか。（あてはまるものすべてを選択）

1. 結婚の必要性を感じないから
2. 他人と一緒にいることが面倒、わずらわしいと感じるから
3. 自分が誰かを幸せにできるとは思えないから
4. 仕事や趣味など、自分のやりたいことがあるから
5. 自分で使えるお金や時間が減りそうだから
6. 自分の収入など経済的に不安があるから
7. 年齢を理由に結婚を考えていないから
8. 改姓したくないから
9. 親と一緒に生活したいから
10. 親や親族の介護等があるから
11. その他（ ）

問22 行政が結婚支援サービスを実施するとしたら、あなたはどのようなサービスを期待しますか。（あてはまるものすべてを選択）

- | | |
|------------------------------|----------------------|
| 1. 出会いの機会を創出するイベントの開催 | 2. 結婚希望者を登録して行う引き合わせ |
| 3. 結婚に関する個別相談 | 4. 結婚サイトやアプリ等による情報提供 |
| 5. コミュニケーションや家事などのセミナー・講座の開催 | |
| 6. その他（ ） | |
| 7. 特にない・必要ない | |

問23 あなたは将来、子どもを持ちたいと思いますか。（1つを選択）

- | | |
|-----------------------|----------|
| 1. すでに子どもがいる | 《問24へ》 |
| 2. 子どもを持ちたい | 《問24へ》 |
| 3. どちらかといえば子どもを持ちたい | 《問24へ》 |
| 4. どちらかといえば子どもを持ちたくない | 《問23—1へ》 |
| 5. 子どもを持ちたくない | 《問23—1へ》 |
| 6. わからない | 《問24へ》 |
| 7. その他 | 《問24へ》 |

問23で「4. どちらかといえば子どもを持ちたくない」「5. 子どもを持ちたくない」と答えた人にうかがいます。

問23-1 あなたが、将来子どもを持ちたくないと思う理由はなんですか。
(あてはまるもの3つまでを選択)

1. 経済的余裕がないから
2. 子育てするのが大変そうだから
3. 仕事を優先したいから
4. 保育サービスを利用できないと思うから
5. 自分のために使える時間やお金を減らしたくないから
6. 子育てしながら仕事をするのが難しそうだから
7. パートナーと2人の生活を大事にしたいから
8. パートナーの家事・子育てへの協力が期待できないから
9. 子育てに対する社会の理解が乏しいと感じるから
10. 子どもと接することに不安があるから
11. その他 ()

4. 市の取り組みについて

問24 あなたは、最近3か月程度の間、豊明市から発信される情報を閲覧しましたか。
(あてはまるものすべてを選択)

1. 広報とよあけ
2. 区・町内会の回覧板
3. 市公式ホームページ
4. 市公式LINE
5. 市公式X
6. 市公式Facebook
7. 市公式Instagram
8. どれも見ていない

問25-1 あなたは、豊明市が、結婚、妊娠、子ども・子育てにわたる社会の実現に向かっていてと思いますか。(1つを選択)

1. 向かっていると思う
2. どちらかといえば向かっていると思う
3. どちらかといえば向かっていると思わない
4. 向かっていると思わない
5. 向かう必要はない

問25-2 上記のように答えた理由を教えてください。(自由記述)

問26 あなたは「ヤングケアラー」という言葉を知っていますか。(1つを選択)

1. 内容まで詳しく知っている
2. 内容について少し知っている
3. 内容はわからないが聞いたことがある
4. 聞いたことがない

問27 あなたは、豊明市が、「こどもまんなか社会」の実現に向かっていてと思いますか。
(1つを選択)

1. 向かっていると思う
2. どちらかといえば向かっていると思う
3. どちらかといえば向かっていると思わない
4. 向かっていると思わない
5. わからない

5. こども・若者の意見反映について

問28 あなたは、豊明市の取り組みにおいて、こども・若者の意見を聞いてもらえていると思いますか。(1つを選択)

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| 1. 聞いてもらえていると思う | 2. どちらかといえば聞いてもらえていると思う |
| 3. あまり聞いてもらえていないと思う | 4. まったく聞いてもらえていないと思う |
| 5. わからない | |

問29 あなたは、豊明市の取り組みに対して、自分の意見や思いを伝えたいと思いますか。(1つを選択)

- | | | | |
|--------------|----------|-----------|----------|
| 1. そう思う | 《問29—1へ》 | 2. ややそう思う | 《問29—1へ》 |
| 3. あまり思わない | 《問30へ》 | 4. 思わない | 《問30へ》 |
| 5. 伝えたい意見はない | 《問30へ》 | | |

問29で「1. そう思う」「2. ややそう思う」と答えた人にかがいます。

問29—1 どんなことを伝えたいですか。(自由記述回答)

問29—2 実際に、豊明市の取り組みに対して意見や思いを伝えたことはありますか。(1つを選択)

- | | |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

問30 どのような方法や手段であれば、豊明市に対して自分の意見や思いを伝えやすいと思いますか。(あてはまるものすべてを選択)

1. 直接会って伝える
2. インターネットを通じたオンライン会議などで伝える
3. 意見発表会やワークショップなどのイベントで伝える
4. 電話や通話アプリで伝える
5. 手紙で伝える
6. メールで伝える
7. インターネットのアンケートで伝える
8. 紙のアンケートで伝える
9. LINE、InstagramなどのSNSで伝える
10. 匿名ツールで伝える
11. その他 ()

問31 あなたは、今後も豊明市に住み続けたいと思いますか。(1つを選択)

- | | |
|---------------------|----------|
| 1. ずっと住み続けたい | 《問31—1ハ》 |
| 2. しばらくは住み続けたい | 《問31—1ハ》 |
| 3. できれば市外に移りたい | 《問31—2ハ》 |
| 4. さまざまな事情で移らざるをえない | 《問31—2ハ》 |

問31で「1. ずっと住み続けたい」「2. しばらくは住み続けたい」と答えた人にうかがいます。

問31—1 あなたが住み続けたい、または住み続ける予定の理由はなんですか。
(あてはまるもの3つまでを選択)

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1. 親や子と同居、近居しているため | 2. 持ち家に住んでいるため |
| 3. 今の住宅に住み慣れているため | 4. 家賃が手頃なため |
| 5. 自然環境がよいため | 6. 医療・福祉が充実しているため |
| 7. 通勤、通学、通園に便利なため | 8. 公共交通(電車、バス等)が便利なため |
| 9. 子育てする環境がよいため | 10. 教育環境がよいため |
| 11. 住みやすい環境があるため | 12. 騒音、悪臭等の公害がないため |
| 13. 地震等の災害に対し安全と思うため | 14. 近所に友人や知人が多いため |
| 15. 買物、通院等の日常生活が便利なため | 16. 住み慣れていて愛着がある |
| 17. その他 (|) |

問31で「3. できれば市外に移りたい」「4. さまざまな事情で移らざるをえない」と答えた人にうかがいます。

問31—2 あなたが引越しをしたい理由はなんですか。(あてはまるもの3つまでを選択)

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 1. 仕事や学業のため | 2. 結婚のため |
| 3. 親などの介護のため | 4. 親や子と同居、近居するため |
| 5. 市外に家賃が手頃な物件があったため | 6. 市外に土地や住宅を購入したため |
| 7. 市内の地価が高いため | 8. 市内に希望する住宅用地がないため |
| 9. 現在の住宅が不便なため | 10. 自然環境が良くないため |
| 11. 医療・福祉が充実していないため | 12. 通勤、通学、通園が不便なため |
| 13. 公共交通(電車、バス等)が不便なため | 14. 子育てする環境が良くないため |
| 15. 教育環境が良くないため | 16. 住みにくい環境であるため |
| 17. 騒音、悪臭等の公害があるため | 18. 地震等の災害に不安があるため |
| 19. 近所に友人や知人が少ないため | 20. 買物、通院等の日常生活が不便なため |
| 21. その他 (|) |

6. こどもの権利について

問34 あなたは、「こどもの権利」について知っていますか。(1つを選択)

1. 内容まで詳しく知っている
2. 内容について少し知っている
3. 内容はわからないが聞いたことがある
4. 聞いたことがない

問35 あなたは、豊明市において、こどもの権利が十分に尊重されていると思いますか。(1つを選択)

1. とても尊重されていると思う
2. どちらかといえば尊重されていると思う
3. どちらかといえば尊重されていると思わない
4. まったく尊重されていると思わない
5. わからない

問36 あなたは、「こどもの権利」を守るために、どのような仕組みがあるとよいと思いますか。
(あてはまるもの3つまでを選択)

1. こどもに「こどもの権利」について学校等で教える
2. 市民に広く「こどもの権利」について周知する
3. こどもが困ったことや大人に伝えたいことを、伝えるサポートをしてくれる人材を育成する
4. こどもが困ったときに電話、SNS、メールなどで相談できる場をつくる
5. こどもが困ったときに誰にも知られず相談できる場所を地域につくる
6. こどもが国や社会に意見を伝える方法を学ぶ機会をつくる
7. こども議会など、行政に対してこどもが意見を言える仕組みをつくる
8. その他 ()
9. わからない

問37 あなたは、豊明市の将来は明るいと思いますか。(1つを選択)

1. 明るい
2. どちらかといえば明るい
3. どちらかといえば暗い
4. 暗い
5. わからない

豊明市では、「こども計画」の策定にあたり、若者のみなさんの視点を大切にしたいと考えています。普段の生活の中で「これがあればもっとよくなる」「行政としてここを支えてほしい」と感じることはありますか。

豊明市が、あなたにとってより暮らしやすく、自分らしく過ごせる場所であるために必要だと思う施策について、ぜひあなたの考えを聞かせてください。(自由回答)

以上で質問は終わりです。最後までご回答いただき、ありがとうございました。

PICK UP

「ヤングケアラー」とは？

“本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者”のことです。責任や負担の重さにより、学業や友人関係、就職準備などに影響が出てしまうことがあります。

「こどもまんなか社会」とは？

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取り組み・政策を我が国社会の真ん中に据えることで、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会のことです。

「こどもの権利」とは？

こどもが大人と同じくひとりの人間としてもつ権利であり、安心して生活できること、自由に意見を言ったり活動したりできることなどが含まれます。

保育提供体制の確保のための実施計画について

1 実施計画について

待機児童の解消に関して、国は、令和3年度から令和6年度までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備するとして「新子育て安心プラン」を策定し、全国的に整備目標を設定し、各自治体への財政支援をしていました。

令和7年度以降については、国は、待機児童対策は進んできた一方で、全国的にみると過疎地域では定員充足率が低い地域もあること、保育の質の向上や保育園の多機能化に対応していく必要があることから、市町村のニーズに対応した持続可能な保育提供体制の確保を行うこととする旨の「保育政策の新たな方向性」が示されました。

令和8年度以降、国からの財政支援を受けるには、「保育提供体制の確保のための実施計画（以下、「実施計画」という。）を作成し、地方版子ども・子育て会議等での承認（事後の承認となる場合も含む。）を得るなどして提出することとされています。

2 実施計画の内容

資料4-2のとおり

3 令和8年度に本市が実施する財政支援対象事業

- ・都市部における保育所等への賃借料支援事業
- ・利用者支援事業
- ・一時預かり事業（緊急一時預かり）

保育提供体制の確保のための実施計画(市区町村全域) 市区町村名:

豊明市

1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制

作成対象:全市区町村

保育提供区域	全域	←プルダウン選択してください。複数区域を選択した場合は、様式1-2のシートをつけて提出してください。
保育提供区域の設定の考え方	面積23.22km ² と市域が狭く、教育・保育施設等の利用に支障があるとは言えないことから、また、利用調整にかかる便宜の観点から市全域を1つの保育提供区域と設定した。	

	年齢	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
		実績	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数
① 就学前児童数	0歳児	405.	446.	451.	473.	495.
	1・2歳児	1,025.	925.	862.	944.	1,001.
	3歳以上児	1,570.	1,548.	1,538.	1,490.	1,478.
	合計	3,000.	2,919.	2,851.	2,907.	2,974.
② ズ(申込保育者)数	0歳児	58.	73.	76.	82.	88.
	1・2歳児	578.	540.	508.	561.	600.
	3歳以上児	962.	995.	997.	973.	973.
	合計	1,598.	1,608.	1,581.	1,616.	1,661.
(申込)率	0歳児	14.3%	16.4%	16.9%	17.3%	17.8%
	1・2歳児	56.4%	58.4%	58.9%	59.4%	59.9%
	3歳以上児	61.3%	64.3%	64.8%	65.3%	65.8%
	合計	53.3%	55.1%	55.5%	55.6%	55.9%
(利整備定量員)数	0歳児	121.	120.	124.	124.	124.
	1・2歳児	544.	572.	579.	579.	579.
	3歳以上児	1,160.	1,225.	1,225.	1,225.	1,225.
	合計	1,825.	1,917.	1,928.	1,928.	1,928.
待機児童数	0歳児	0.	0.			
	1・2歳児	1.	0.			
	3歳以上児	0.	0.			
	合計	1.	0.			

【申込者数(保育ニーズ)算定の考え方】

作成対象:全市区町村

- 毎年度、前年度までの見込みと実績を比較し、乖離が生じている場合には、その要因を精査・分析し、必要に応じて推計方法の見直しを行うこと。
- 各市区町村の実情に応じた適切な方法に基づき、算定すること。

申込者数（保育ニーズ）の算定式		算定式に用いた要素の推計方法	
算定式	(算定式の例) 就学前児童数 × 申込率		(文例) ○就学前児童数 ・令和〇年〇月時点の人口推計を使用 ・過去〇年の就学前児童数の増加・減少率の平均を使用 ○申込率 ・令和〇年〇月に実施したニーズ調査により見込んだ申込率を使用 ・過去〇年の申込率の増加・減少率の平均を使用
	0歳児 就学前児童数 × 申込率		○就学前児童数 ・第3期子ども・子育て支援事業計画策定後に再度作成した土地区画整理事業による人口増減を加味した推計を使用 ○申込率 ・令和7年の申込率実績を元に、令和8年は2.0%、令和9年以降は毎年0.5%増加するものとして推計
	1・2歳児 就学前児童数 × 申込率		○就学前児童数 ・第3期子ども・子育て支援事業計画策定後に再度作成した土地区画整理事業による人口増減を加味した推計を使用 ○申込率 ・令和7年の申込率実績を元に、令和8年は2.0%、令和9年以降は毎年0.5%増加するものとして推計
	3歳以上児 就学前児童数 × 申込率		○就学前児童数 ・第3期子ども・子育て支援事業計画策定後に再度作成した土地区画整理事業による人口増減を加味した推計を使用 ○申込率 ・令和7年の申込率実績を元に、令和8年は4.0%、令和9年以降は毎年0.5%増加するものとして推計
加味する要素	要素の有無		ーブルダウン選択してください。
	要素の説明		

2. 期間中における整備内容及び定員増減の予定

作成対象:全市区町村

- 「1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制の利用定員数（整備量）」にて計画した整備内容及び定員増減の予定を以下に記載すること。**※過年度（令和7年度）のみの整備内容は記入不要。**
- 令和8年度の就学前教育・保育施設等整備交付金の協議や保育所等改修費等支援事業の交付申請にあたっては、以下に記載する整備・改修予定の施設と整合をとること（実施計画の採択が不要かつ定員の増減が生じない整備等は記載不要とする）。

<集計表（自動転記）>

以下の①及び②で記載した詳細について、0歳児、1・2歳児、3歳以上児における令和8年度以降の定員増加を図る施設及び定員減少を図る施設の内訳を記入すること。

①、「令和7年度以降の保育需要と提供体制」における利用定員数の前年度比と②、「期間中における整備内容及び定員増減の予定」における各年度の「定員増減数（差引合計）」は一致させること。**（詳細は印刷範囲外右記の留意事項を参照）。**

	定員増加を図る施設	定員減少を図る施設	定員増減数 (差引合計)	換算用 (「1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制」の利用定員数(整備量)の前年度比)	エラーチェック (当セルにおいて、エラーが生じた場合は、必ず右記の留意事項をご確認ください。エラーが生じていない状態でご提出ください。)
令和7年度					
令和8年度	11	0	11.0	11.0	○
0歳児	4	0	4.0	4.0	○
1・2歳児	7	0	7.0	7.0	○
3歳以上児	0	0	0.0	0.0	○
令和9年度	0	0	0.0	0.0	○
0歳児	0	0	0.0	0.0	○
1・2歳児	0	0	0.0	0.0	○
3歳以上児	0	0	0.0	0.0	○
令和10年度	0	0	0.0	0.0	○
0歳児	0	0	0.0	0.0	○
1・2歳児	0	0	0.0	0.0	○
3歳以上児	0	0	0.0	0.0	○

<表①就学前教育・保育施設等整備交付金の協議や保育所等改修費等支援事業の交付申請を行う場合（定員変更を伴う整備及び定員変更を伴わないが「人口減少対策」の採択による財政支援を受けようとしている整備に限る）>

愛知県	施設名称(a)	施設種別(b)	整備区分(c)	定員増減数(数のみ)(d)	(d)のうち 0歳児(e)	(d)のうち 1・2歳児(f)	(d)のうち 3歳以上児(g)	整備年度(h) 令和8年度(i)	整備年度(j) 令和9年度(j)	整備年度(h) 令和10年度(k)	定員増減が発生する年度(l)	活用事業(m)	実施区域(n)	
豊明市	〇〇園 (補助金等の申請書類における名称と揃えること。令和9年度以降は未定も可とする)	認定こども園 (令和9年度以降は未定も可とする)	その他定員変更を伴う整備		-5	-10	15	-10	該当する場合は「〇」を選択 (複数年度整備を行う場合には、該当する全ての年度について「〇」を選択すること)	該当する場合は「〇」を選択 (複数年度整備を行う場合には、該当する全ての年度について「〇」を選択すること)	該当する場合は「〇」を選択 (複数年度整備を行う場合には、該当する全ての年度について「〇」を選択すること)	令和10年度 (例えば、令和4年2日～令和4年1日までに定員増減が発生する場合には「令和9年度」、令和4年2日～令和4年1日までに定員増減が発生する場合には「令和10年度」を選択すること。詳細は右記の報告事項を参照。)	保育所等改修費等支援事業 (令和9年度以降は未定も可とする)	全域 模範区域名
No. 1	幼保連携型認定こども園	認定こども園	増築・増改築		11	4	7	0	〇			令和8年度	就学前教育・保育施設整備交付金	全域
No. 2					0									
No. 3					0									
No. 4					0									
No. 5					0									
No. 6					0									
No. 7					0									
No. 8					0									
No. 9					0									
No. 10					0									
No. 11					0									
No. 12					0									
No. 13					0									
No. 14					0									
No. 15					0									
No. 16					0									
No. 17					0									
No. 18					0									
No. 19					0									
No. 20					0									
No. 21					0									
No. 22					0									
No. 23					0									
No. 24					0									
No. 25					0									
No. 26					0									
No. 27					0									
No. 28					0									
No. 29					0									
No. 30					0									
No. 31					0									
No. 32					0									
No. 33					0									
No. 34					0									
No. 35					0									
No. 36					0									
No. 37					0									
No. 38					0									
No. 39					0									
No. 40					0									
No. 41					0									
No. 42					0									
No. 43					0									
No. 44					0									
No. 45					0									
No. 46					0									
No. 47					0									
No. 48					0									
No. 49					0									
No. 50					0									

<表②①以外の定員増減の予定>

愛知県	施設名称(a)	施設種別(b)	実施内容(c)	定員増減数(数のみ)(d)	(d)のうち 0歳児(e)	(d)のうち 1・2歳児(f)	(d)のうち 3歳以上児(g)	実施内容(c)を行う年度(h)	定員増減が発生する年度(i)	(c)の具体的な内容と理由(j)
豊明市	△△保育所 (未定も可とする)	保育所 (令和9年度以降は未定も可とする。自由記述)	閉園	-10		-5	5	令和8年度	令和9年度 (例えば、令和4年2日～令和4年1日までに定員増減が発生する場合には「令和9年度」、令和4年2日～令和4年1日までに定員増減が発生する場合には「令和10年度」を選択すること。詳細は右記の報告事項を参照。)	児童数の減少により閉園
豊明市	〇〇保育所 (未定も可とする)	保育所 (令和9年度以降は未定も可とする。自由記述)	定員変更	0	7	0	0	令和8年度	令和8年度 (同上の通り)	0歳児の受け皿拡大のため3歳以上児を縮小
No. 1					0					
No. 2					0					
No. 3					0					
No. 4					0					

(別添)

保育需要と提供体制における課題【特定教育・保育施設】

(1)

今年度受けた採択及び財政支援を選択してください。

※「こども誰でも通園制度」に関するものを除く。

【採択の種類】

採択1: 待機児童対策

要件① 当該年度4月1日時点で待機児童数10人以上が見込まれる

要件② 過去3年間のいずれかで待機児童数1人以上生じている、

又は、

令和5年度と令和6年度のいずれかで財政支援の対象となる事業を実施してい

る

要件③ 当該年度4月1日時点で待機児童数1人以上が見込まれる、

又は、

今後潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大が見込まれる

※既に設置主体となる事業者と協議等を進めていた場合に限る。

採択2: 人口減少対策

採択3: その他の地域課題

【採択により受けられる支援】

待機児童対策

要件① : A(※1)、B(※1)、C、E、F、K、M、N

要件② : E、F、K、M、N

要件③ : C

人口減少地域 : A(※2)、B(※2)、C

その他地域課題 : D、G、H、I、J、L

※1 待機児童対策のために定員増をともなう整備・改修(財政力指数が1.0未満の市町村に限る)

※2 過疎地域における保育機能の確保のための整備・改修

①採択種類(あてはまるもの全て)

<input type="checkbox"/>	採択1(待機児童対策のうち要件①)	<input type="radio"/>	採択1(待機児童対策のうち要件②)
<input type="checkbox"/>	採択1(待機児童対策のうち要件③)	<input type="checkbox"/>	採択2(人口減少対策)
<input type="radio"/>	採択3(その他の地域課題)		

②財政支援(あてはまるもの全て)

選択欄	財政支援	必要な採択
	A 就学前教育・保育施設整備交付金(補助率の嵩上げ)	待機児童対策(要件①) ／ 人口減少対策
	B 保育所等改修費等支援事業(補助率の嵩上げ)	待機児童対策(要件①) ／ 人口減少対策
	C 就学前教育・保育施設整備交付金(設置主体の緩和)	待機児童対策(要件① ③)／ 人口減少対策
	D 保育士宿舍借り上げ支援事業	地域課題
	E 民有地マッチング事業	待機児童対策 (要件①②)
	F 保育利用支援事業	待機児童対策 (要件①②)
	G 広域的保育所等利用事業 ※企業主導型保育事業等において単独で実施する場合や、新制度未移行幼稚園での預かり保育を実施する施設の共同利用により実施する場合の補助要件	地域課題
○	H 都市部における保育所等への賃借料支援事業	地域課題
	I 利用者支援事業(基本型) ※夜間加算、休日加算、機能強化のための取組の	地域課題
○	J 利用者支援事業(特定型)	地域課題
○	K 一時預かり事業(一般型) ※緊急一時預かり事業のみ	待機児童対策 (要件①②)
	L 一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)	地域課題
	M 認可化移行運営費支援事業	待機児童対策 (要件①②)
	N 幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業	待機児童対策 (要件①②)

設問(2)は採択1(待機児童対策)を希望する市区町村が記載対象です。

【記載対象となる財政支援】A(※)、B(※)、C、E、F、K、M、N

※ 待機児童対策のための定員増を伴う整備・改修

採択2(人口減少対策)を希望する市区町村は(3)に進んでください。

採択3(その他の地域課題)を希望する市区町村は(4)に進んでください。

採択2(人口減少対策)及び採択3(その他の地域課題)を希望しない市区町村は、(5)に進んでください

貴自治体が希望している財政支援は下記のとおり

整備費	<input type="checkbox"/>	A	<input type="checkbox"/>	B	<input type="checkbox"/>	C				
整備費以外	<input type="checkbox"/>	E	<input type="checkbox"/>	F	<input checked="" type="checkbox"/>	K	<input type="checkbox"/>	M	<input type="checkbox"/>	N

(2)-1

(1)①で採択1(要件①)又は採択1(要件③)を選択した場合、待機児童数の見込み方法について記載してください。

※採択1(要件③)のうち「待機児童が見込まれない場合であっても今後潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大を見込んでいる」に該当する場合には、保育ニーズの増大が見込まれる理由について記載してください。

(2)-2

(1)①で採択1(要件①)又は採択1(要件③)を選択した場合、待機児童の発生要因について貴市区町村の保育提供体制の状況を踏まえて記載してください。

(2)-3

待機児童対策として、貴市区町村が力を入れて取り組む課題を全て選択してください。

<input type="checkbox"/>	①認可保育所等の受け皿整備	<input type="checkbox"/>	②認可保育所等以外の受け皿整備	<input type="checkbox"/>	③保護者と保育所等のマッチング
<input type="checkbox"/>	④保育人材の確保	<input type="checkbox"/> ⑤その他(具体的に: _____)			

(2)-4

(2)-3で選択した項目に対して、貴市区町村において取り組んでいる内容について具体的に記載してください。

- ・公立保育所の民営化や幼稚園の認定こども園への移行等により、保育の受け皿確保に取り組んでいる。
- ・民間園でも一時預かり事業を実施したり、認可外保育所を利用してもらうことにより、特に未満児の受け皿確保ができています。
- ・保育コンシェルジュによる丁寧な相談を行うことで、保育所等への入所だけでなく、幼稚園や一時預かり等の利用につなげている。
- ・特に潜在保育士の確保に関し、民間園施設に対しては保育士に対する補助金制度を創設し、公立園に対しては、保育士の仕事体験事業を実施している。

(2)－5

財政支援A、B、C、E、F、K、M、Nについて、(2)－2～(2)－4で記載した内容も踏まえて、その財政支援を必要とする理由を希望する財政支援ごとに記載してください。

毎年後半になると、特に1歳児で待機(潜在待機舎)が発生している状況であり、また、空きがある施設があっても、市の端に位置する施設の場合が多く、通えないと言われることもある。保育所の整備を行うにも今後の児童推移を見ながら慎重に行う必要があり、待機児童の解消には時間を要することとなるため緊急一時預かり事業の実施は必須であるとする。また、緊急一時預かりを行っている施設は、市の中心に位置し、保育の受け皿としての役割を担っているが認可外保育施設であるため、当支援が無ければ安定的な保育の実施が難しくなってしまう。

設問(3)は採択2(人口減少対策)を希望する市区町村が記載対象です。

【記載対象となる財政支援】A(※)、B(※)、C

※ 過疎地域における保育機能の確保のための整備・改修

採択3(その他の地域課題)を希望する市区町村は(4)に進んでください。

採択2(人口減少対策)及び採択3(その他の地域課題)を希望しない市区町村は、(5)に進んでください。

(3)－1

実施予定の整備について、該当するものを全て選択してください。

	統廃合に係る整備		多機能化に係る整備		定員の縮小に係る整備
	その他(具体的に:)				

(3)－2

貴市区町村における保育の現状について、貴市区町村における計画の内容や地域のあり方にも言及しながら、課題、今回実施予定の整備内容及び貴市区町村における今後の保育提供体制の在り方を具体的に記載してください。

※計画とは、市町村子ども・子育て支援事業計画だけでなく、総合計画、人口やまちづくり・地域づくり、保育施設の再編等に関する計画などを指します。

①保育提供体制の現状・課題

※保育提供区域内の保育所等数、各保育所等の定員数及び利用児童数などを含めて記載してください。なお、実施計画の「1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制」における「申込者数(保育ニーズ)」において、令和8年度以降減少がみられない場合には、財政支援を受けないことにより保育ニーズの減少が見込まれると考える理由について具体的に記載してください。

②実施予定の整備の詳細

※統廃合や定員の縮小に係る整備の場合には、整備実施後の保育所等数、各保育所等の定員数及び利用児童数などを含めて記載してください。また、多機能化に係る整備の場合には、多機能化にあたってどのような事業等を実施されるのか記載してください。なお、実施予定の整備が複数ある場合には、それぞれの内容を記載してください。

③今後の保育提供体制の在り方

※(3)－2の①②も踏まえて記載してください。

設問(4)は採択3(その他の地域課題)を希望する市区町村が記載対象です。

【記載対象となる財政支援】D、G、H、I、J、L

採択3(その他の地域課題)を希望しない市区町村は、(5)に進んでください。

(4)－1

貴市区町村における保育の現状について、貴市区町村における計画の内容や地域のあり方にも言及しながら、課題及び今後取り組むべき内容を具体的に記載してください。

※計画とは、市町村子ども・子育て支援事業計画だけでなく、総合計画、人口やまちづくり・地域づくり、保育施設の再編等に関する計画などを指します。

①課題

保育士不足
医療的ケア児を受け入れできる施設が現状ない
外国籍こどもの増加
公立保育所施設の老朽化
宅地開発に伴う人口増による保育需要の見込み(特に未満児)

②今後取り組むべき内容

保育士確保
障がいのあるこどもへの支援
通訳人材の確保
公立保育所の施設整備
未満児の保育定員の確保

※上記①②に記載した計画の掲載URL・該当ページ数(ホームページ掲載されていない場合はデータ添付してください)

子ども・子育て支援計画【<https://www.city.toyoake.lg.jp/secure/7366/3kikodomokosodatekeikaku.pdf>】P64、66、67、68、69、71
第6次総合計画(案)【<https://www.city.toyoake.lg.jp/secure/31430/6sogokeikakusoan.pdf>】P22、30、41、42

(4)－2

財政支援D、G、H、I、J、Lについて、(4)－1で記載した内容も踏まえて、その財政支援を必要とする理由を希望する財政支援ごとに記載してください。

貴自治体が希望している財政支援は下記のとおり

D	G	○ H	I	○ J	L
---	---	-----	---	-----	---

【利用者支援事業】保育を必要とする保護者のニーズは必ずしも保育所とは限らず、幼稚園や一時預かりでも十分そのニーズを満たせる場合がある。一方で、多様な選択肢があり、制度も複雑なため、保護者の求めるニーズを的確に捉え、案内するために利用者支援事業の財政支援が必要である。
【賃借料支援事業】当事業の支援により、安定的な保育運営ができ、未満児の保育定員確保にもつながっているため必要である。

設問(5)は採択を希望する全ての市区町村が記載対象です。

(5)

様式1-1、1-2及び当該様式の記載内容について、地方版子ども・子育て会議等で承認を得るなど、市区町村における意思決定の状況について記載してください。

※事後承認の場合であっても、各財政支援の申請時期までには承認を得ること。

<input type="checkbox"/>	承認済み	(承認時期:)
<input checked="" type="checkbox"/>	事後承認予定	(承認予定時期:	令和8年6月)

以上で回答終了です。

概要版

第3期 豊明市 子ども・子育て支援事業計画

2025年度～2029年度

未来へつなぐ しあわせな子どもが育つまち
とよあけ



豊明市

取り組む施策（施策体系）

基本目標
1

子どもの権利が尊重され、心豊かな子どもが育まれる

- 1 子どもの権利の尊重
- 2 より良い育ちのための教育や活動の充実
- 3 多様な子どもへの支援の充実

基本目標
2

安心して妊娠・出産・子育てができる

- 1 切れ目のない支援の充実
- 2 幼児教育・保育の充実
- 3 育児における経済的支援の充実
- 4 ひとり親家庭への支援の充実

基本目標
3

みんなで子育て家庭を応援する

- 1 共働き・共育での推進
- 2 地域における子育て支援の充実
- 3 安全安心なまちの整備

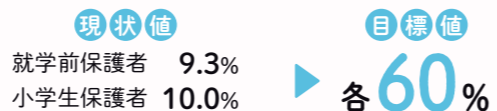
基本的な視点

子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長をまち全体で支えていく

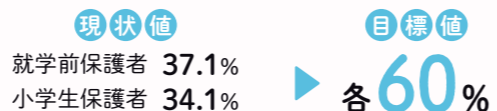
- これまで推進してきた子ども・子育て支援施策を踏まえるとともに、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、改めて「子どもの視点」に立った各種施策を推進していきます。
- すべての子どもが個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、その意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されるよう、取組を推進します。

成果指標

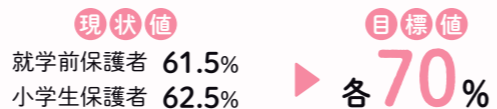
「こども基本法」の内容を知っている市民の割合



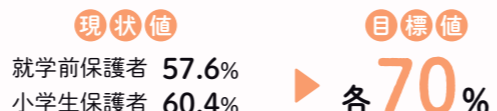
豊明市において「子どもの権利」が十分に尊重されていると思う市民の割合



豊明市は子育てしやすいまちだと思う市民の割合



豊明市において、結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっていくと思う市民の割合



主に行う取組

子どもの権利の意識啓発

- すべての子どもが命を守られ、自分らしく生き、成長し、発達していくことができるよう、子どもの権利条例を制定し、子どもの権利保障を明文化します。
- 小中学校や児童館の活動において、子どもの思いや意見の反映に努めます。
- 子どもの意見を市の施策に取り入れる場として、中学校で設けている「市長と話そう会」を継続し、小学校においても希望に応じて設けます。

子どもの居場所づくりや不登校などへの支援の充実

- 各中学校に「校内フリースクール」を設置し、心理的な要因等により教室に入れない状態にある生徒等に対し、社会的な自立に資するための支援を行います。
- 不登校の児童生徒やその保護者のニーズ等に対応するため、包括的支援を進める心理士を雇用し、自立に向けた支援体制を整えます。

妊娠・出産・子育てを支援する体制の充実

- 子育て支援課内の「こども家庭センター」において、市内すべての子ども及びその家庭並びに妊産婦等を対象とした児童福祉と母子保健の効果的で切れ目のない一体的な支援を関係機関と連携して実施します。
- 保護者とともに子どもの育ちを支えていくため、保育所等に通っていない0歳6か月から2歳までの子どもを対象に、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を実施します。

多様な教育・保育の提供

- 多様化する保育内容に対するニーズに対応するため、保護者が多様な選択肢からサービス等を選択できるよう、幼稚園の認定こども園への移行を支援します。

子育てと仕事の両立のための意識啓発

- 市が推進する「子連れ出勤」について、市域全体への波及効果を高め、子どもと子育て家庭に温かい地域づくりの気運醸成を図るため、モデル的に子連れ出勤を実施する市内事業所による普及啓発を推進します。

子育て中の保護者同士の交流

- 市南部地域のひまわり児童館内に市内2か所目の子育て支援センターを開設し、共生交流プラザカラット内の子育て支援センターとともに、地域子育て支援拠点として子育てに関する各種相談のほか、保護者同士の交流の場づくりを推進します。

? 「子どもの権利」とは

差別の禁止
(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済的状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



子どもの最善の利益
(子どもにとって最もよいこと)

子どもにすることが決められ、行われるときは、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



生命、生存の発達に対する権利
(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



子どもの意見の尊重
(子どもが意味のある参加ができること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。



第3期子ども・子育て支援事業計画について

計画策定の趣旨

豊明市では、2015年3月に「豊明市次世代育成支援行動計画とよあけキッズしあわせプラン」を内包する計画として「豊明市子ども・子育て支援事業計画」、2020年3月には「第2期豊明市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業における「量」の確保と「質」の向上に取り組んできました。

国では、すべての子ども・若者が、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指した取組が進められています。

このたび、第2期計画の計画期間が2025年3月で満了となることに伴い、近年の社会潮流や本市の子ども・子育てを取り巻く状況、第2期計画の進捗状況を確認・検証し、子どもの健やかな成長と子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的として、「第3期豊明市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

計画の期間

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
第2期豊明市子ども・子育て支援事業計画					第3期豊明市子ども・子育て支援事業計画				

こどもまんなか社会に向けた国の政策動向

こども基本法の制定

子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が制定されました。すべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策の基本理念のほか、「こども大綱」の策定や子ども等の意見の反映などについて定められました。

子ども・子育て支援法等の一部改正

2023年12月に閣議決定された「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めることが定められました。